

大気汚染防止法に基づき 環境センターが実施した自主測定結果の公表について

大気汚染防止法により、環境センターの施設より発生する排ガス中のばい煙濃度を年2回以上自主測定を行うことが義務づけられています。

このたび、ストーカ炉にて令和3年度(令和3年11月25日)(2回目)に実施しました自主測定の結果を公表いたします。
なお、測定の結果、排出基準を超過していませんでしたので、適正な処理が行われていることを確認しました。

1 排ガス(令和3年度2回目)

●ストーカ炉(1号炉)

採取年月日:令和3年11月25日

項目	単位	測定結果	(前回)	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m ³	0.001未満 ^{※1}	(0.001未満)	0.15	煙突中段	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	13:15~15:17	-	-	-	

※1「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m ³ /h	0.012 ^{※2}	(0.042)	69	煙突中段	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	13:16~13:58	-	-	-	

※2「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.012」は大気排出基準値の「69」に適合しています。

窒素酸化物	cm ³ /m ³	120 ^{※3}	(100)	250	煙突中段	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	12:00~13:00	-	-	-	

※3「窒素酸化物」濃度測定結果の「120」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m ³	28 ^{※4}	(16)	700	煙突中段	JIS K 0107 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	13:16~13:58	-	-	-	

※4「塩化水素」濃度測定結果の「28」は大気排出基準値の「700」に適合しています。

●ストーカ炉(2号炉)

採取年月日:令和3年11月25日

項目	単位	測定結果	(前回)	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m ³	0.001未満 ^{※5}	(0.001未満)	0.15	煙突中段	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	13:15~15:17	-	-	-	

※5「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m ³ /h	0.060 ^{※6}	(0.29)	69	煙突中段	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	13:16~13:58	-	-	-	

※6「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.060」は大気排出基準値の「69」に適合しています。

窒素酸化物	cm ³ /m ³	110 ^{※7}	(100)	250	煙突中段	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	12:00~13:00	-	-	-	

※7「窒素酸化物」濃度測定結果の「110」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m ³	24 ^{※8}	(15)	700	煙突中段	JIS K 0107 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	13:16~13:58	-	-	-	

※8「塩化水素」濃度測定結果の「24」は大気排出基準値の「700」に適合しています。